

10 任意継続組合員の被扶養者の認定・取消について

退職時に被扶養者として認定されている方は、**被扶養者の要件に異動がない限り**引き続き被扶養者として取り扱います。また、任意継続組合員の期間中に新たに被扶養者の要件を備えた、又は欠くに至った場合は、その都度、認定・取消を行いますので、共済組合へ届け出てください。

(1) 被扶養者の範囲

被扶養者とは、①組合員と一定の身分関係にあり、②主として組合員の収入によって生計を維持している者をいいます。

① 組合員と一定の身分関係にある者

- a 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹兄弟
- b 組合員と同一世帯に属する次の者
 - I aに掲げる者以外の三親等内の親族（組合員の伯父母、叔父母、甥、姪、配偶者の父母、連れ子等）
 - II 組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。）

② 主として組合員の収入によって生計を維持している者で、次に掲げる以外の者

- a その者について、組合員以外の者が扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者
- b 組合員が他の者と協同して扶養している場合で、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない者
- c 年額 130 万円以上の所得がある者（ただし、60 歳以上の公的年金受給者または障害を支給事由とする公的年金受給者にあつては 180 万円以上の所得がある者）

【生計維持関係の認定】

「主として組合員の収入により生計を維持している者」とは、生計の基礎を組合員におき、原則として組合員からその生活の質の主要なる部分を得ている者であり、認定に係る取扱いは、地方公務員等共済組合法施行令第3条の規定に基づき、同法運用方針第2条関係第1項第2号にその基準が定められています。

《組合員と同居の場合》

金銭的な面での扶養のみでなく、精神的な面での扶養も考えられるため、原則として、組合員が主たる扶養者であることを確認のうえ、認定基準内において認定します。

《組合員と別居の場合》

組合員が別居中の者を送金により扶養していることが考えられますが、「主として組合員の収入により生計を維持する者」というためには、少なくとも、その者の生計費の大部分が組合員の収入によって支えられていることが必要であると解されます。そのため、原則として、組合員の送金額が被扶養者に認定しようとする者の収入（組合員及び他の者からの送金額を含む収入）の1/3以上であることを確認のうえ、認定基準内において認定します。

(例) 被扶養者の収入：年間120万円・組合員からの送金額：年間90万円

120万円+90万円 = 210万円（被扶養者の総収入）

210万円×1/3=70万円・・・組合員の送金額は70万円以上であるため認定基準額を満たしている。

(2) 被扶養者認定基準額について

被扶養者認定における認定基準額は次のとおりです。

	右欄以外	60歳以上の公的年金受給者 又は若くても障害年金受給者
年金・恩給 事業所得・不動産所得等	年額（※）130万円未満	年額（※）180万円未満
雇用保険（失業給付、傷病 手当金等）	日額 3,612円未満	日額 5,000円未満
給料等（地代・家賃・ 年金・恩給）等）	月額108,334円未満	月額 150,000円未満

（※）年額は継続する12ヶ月間の合計額で判断します。

① 被扶養者の認定基準額とは

被扶養者の認定時における所得税法上の所得ではなく、**被扶養者の認定申告時以降における恒常的な収入（税等控除前）の総額**をいい、給与収入等、事業所得（営業、農業等）、不動産所得（家賃、地代等）、各種年金（遺族年金、障害年金、個人年金（民間会社、金融機関等との契約に基づく個人年金、財形貯蓄年金型のもの）等を含む。）、恩給（扶助料等を含む。）、雇用保険、利子、配当等一切が含まれます。（退職金、財産売却金等の一時的な収入は含まれません。）

ただし、事業所得、不動産所得等については、必要と認められる経費（④参照）を控除した額となります。

② 恒常的な収入とは

3か月を超える期間継続して得られる収入のことを言います。

③ 認定基準額の見方

収入形態に応じて、年額・月額・日額で認定基準額を判断します。

（例）年金収入のみの場合	⇒	年額	で判断
年金と給与（月給）収入の場合	⇒	月額	で判断
失業給付のみの場合	⇒	日額	で判断

④ 事業所得、不動産所得等における必要経費

必要経費として認められないものであっても、業種、必要経費の内容により（一部）認められる場合があります。ただし、客観的に必要経費として認められる根拠書類等の提出が必要になります。

【事業所得、不動産所得等における必要経費の基準】

(一般用 (事業所得、不動産所得等))

科 目	認否
売上原価	○
給料賃金	○
外注工事	×
減価償却費	×
貸倒金	×
地代家賃	○
利子割引料	×
租税公課	×
荷造運賃	×
水道光熱費	○
旅費交通費	×
通信費	×
広告宣伝費	×
接待交際費	×
損害保険料	×
修繕費	○
消耗品費	○
福利厚生費	×
雑費	×

○ || 認められるもの

× || 認められないもの

(農業用)

科 目	認否
雇用費	○
小作料・賃借料	○
減価償却費	×
貸倒金	×
利子割引料	×
租税公課	×
種苗費	○
素畜費	○
肥料費	○
飼料費	○
農具費	○
農薬衛生費	○
諸材料費	○
修繕費	○
動力光熱費	○
作業用衣料費	×
農業共済掛金	×
荷造運賃手数料	×
土地改良費	○
雑費	×

(3) 被扶養者の認定に係る届出

新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合は、共済組合へご連絡ください。被扶養者認定（種別切替）・取消申告書及び必要書類の届出が必要となります。

被扶養者の認定は、被扶養者の要件を備えた日から30日を過ぎて届け出た場合、共済組合での受付日からの認定となり、要件を備えた日までは遡りませんので、要件を備えた方がいる場合、速やかに届出をお願いします。また、被扶養者に対する共済組合からの給付は、認定日から行いますのでご注意ください。

(4) 被扶養者の取消に係る届出

被扶養者として認定を受けていた者が、被扶養者の要件を欠くに至った場合は、共済組合へご連絡ください。被扶養者認定（種別切替）・取消申告書、被扶養者証及び必要書類の届出が必要となります。

〔被扶養者の要件を欠くに至ったときの例〕

- 認定基準額を超過したとき
 - ・収入が年額130万円（60歳以上の公的年金受給者又は障害年金受給者は年額180万円）を超えたとき（超えることが見込まれるときを含む。）
 - ・アルバイト・パート等の給与が予め108,334円以上と見込まれているとき
 - ・アルバイト・パート等の給与が不定で、108,334円以上を3か月連続して超えたとき
 - ・日額3,612円（60歳以上の公的年金受給者又は障害年金受給者は日額5,000円）以上の雇用保険（失業給付等）を受給し始めたとき
- 就職、結婚又は死亡したとき
- 他の医療保険の被保険者となったとき（所得が認定基準額未満でも取消になります。）
- 同居が要件となっている被扶養者が別居したとき
- 主として組合員の収入により生計を維持されなくなったとき
- 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき

※ ご自身で判断できない場合は公立学校共済組合高知支部組合員証担当までお問い合わせください。（TEL：088-821-4813）



〔取消日について〕

- 年金の支給開始又は年金額改定により年金額が認定基準額を上回ることとなった場合の取消日は、年金証書（改定の場合は改定通知書等）を受領した日（本人が年金額を知り得た日）が取消日となります。
- 離婚による被扶養配偶者の取消日は、協議離婚の場合は離婚の届出を行った日の翌日、調停離婚の場合は調停成立の日の翌日となります。また、離婚による被扶養者（子）の取消日は、親権を定めた日となります。
- 事業所得のある被扶養者が確定申告を行ったところ、事業所得が認定基準額を超えていることが判明した場合の取消日は、確定申告を行った日とし、「確定申告書（控）」の写し（税務署の受理印のあるもの）をもって確認します。なお、税務署の受理日が不明の場合は確定申告の初日が取消日となります。

〔後期高齢者医療制度について〕

平成20年4月1日から、老人保健制度に代わり、「**後期高齢者医療制度**」という新しい医療保険制度が始まりました。後期高齢者医療制度は、75歳以上の者全員（一定の障害がある方は65歳以上）を対象とする独立した制度で、**後期高齢者医療制度の対象（被保険者）になると、共済組合の被扶養者ではなくなります。**

＜後期高齢者医療制度の対象（被保険者）となる者＞

- ア 75歳以上の者全員
- イ 65歳以上74歳以下で、一定の障害があり広域連合の認定を受けた者

※ 詳細については、お住まいの市区町村役場の担当窓口又は後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

1.1 任意継続組合員被扶養者の資格確認について

毎年度、被扶養者の資格確認を実施します。

- 実施時期……毎年7月ごろ
- 対象者……被扶養者を有する任意継続組合員全員
- 実施方法……各任意継続組合員あてに通知文書を送付します。

被扶養者の認定状況によって、所得証明書・給与支給証明書・年金振込通知書の写し等の各種証明書類を提出していただき、被扶養者の資格要件を備えているかを確認します。

1.2 その他

任意継続組合員制度加入後、次のときには共済組合へご連絡ください。

- 家族を被扶養者から外すとき
- 新たに家族を被扶養者に入れたいとき
- 住所・氏名・短期給付振込口座等の変更があるとき
- 任意継続組合員証・被扶養者証の再交付を希望するとき
- 限度額適用認定証の交付を希望するとき

連絡先：〒780-0850

高知県高知市丸の内1丁目7-52

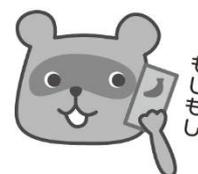
高知県教育委員会事務局教職員・福利課内

公立学校共済組合高知支部

TEL 088-821-4755（任意継続掛金、人間ドック等）

088-821-4813（資格取得・喪失、組合員証等）

【ホームページ】<https://www.kouritu.or.jp/kochi/>



【任意継続組合員が受けられる共済組合の短期給付一覧表】

給付の種類	給付の事由	法定給付額	附加給付額	請求方法
療養の給付・ 家族療養費	組合員又は被扶養者が 傷病のため保険医療機 関で療養するとき。	医療費総額の 70/100 70 歳以上は 80/100（一定以上所得者は 70/100） 義務教育就学前までの者は 80/100	（一部負担金払戻金・家族療養費附加 金） 自己負担額のうち 1 ヶ月 1 医療機関 ごとに 25,000 円を控除した額（100 円未満端数切捨）	自動 給 付（請求の必要はありません。）
入院時食事療養費・ 入院時生活療養費	組合員又は被扶養者が 傷病のため保険医療機 関から食事療養又は生 活療養を受けたとき。	食事療養又は生活療養に要した費用から 標準負担額（自己負担額）を控除した額		
保険外併用療養費	組合員又は被扶養者が 傷病のため保険医療機 関から先進医療等を受 けたとき。	保険診療に相当する部分に係る医療費の 70/100 70 歳以上は 80/100（一定以上所得者は 70/100） 義務教育就学前までの者は 80/100		
訪問看護療養費・ 家族訪問看護療養 費	組合員又は被扶養者が 傷病のため指定訪問看 護事業者ら指定訪問看 護を受けたとき。	指定訪問看護に要した費用の 70/100 70 歳以上は 80/100（一定以上所得者は 70/100） 義務教育就学前までの者は 80/100	（一部負担金払戻金・家族療養費附加 金） 自己負担額のうち 1 ヶ月 1 医療機関 ごとに 25,000 円を控除した額（100 円未満端数切捨）	
高額療養費	1 医療機関 1 ヶ月を単 位として、自己負担額 が所得区分等による限 度額を超えるとき。	自己負担額から所得区分等による限度額 を控除した額 *限度額適用認定証を窓口で提示した場 合は現物給付のため支給されません。		*現物給付を希 望する場合は、 事前に限度額適 用認定証の申請 手続きが必要
高額介護合算 療養費	医療保険の自己負担と 介護保険の利用者負担 の年間合計額が一定の 限度額を超えたとき。	年間合計額の一定の合計額を超えた額 （毎年 8 月から翌年 7 月までの 1 年間の 自己負担限度額を基準に算定）		請 求 に よ る 給 付
療養費・ 家族療養費	組合員又は被扶養者が やむを得ず医療機関へ 医療費の全額を支払っ たとき、又は治療用装 具や輸血などを受けた とき。	法定額の 70/100 70 歳以上は 80/100（一定以上所得者は 70/100） 義務教育就学前までの者は 80/100	（一部負担金払戻金・家族療養費附加 金） 自己負担額のうち 1 ヶ月 1 医療機関 ごとに 25,000 円を控除した額（100 円未満端数切捨）	
移送費・ 家族移送費	組合員又は被扶養者 が、ケガや病状が重篤 等で急を要し医療機関 まで移送されたとき。	組合員：実費（法定基準） 被扶養者：実費（法定基準）		
出産費・ 家族出産費	組合員又は被扶養者が 出産したとき。	産科医療補償制度対象分娩の場合は 420,000 円（産科医療補償制度対象外分 娩の場合は 404,000 円）	50,000 円	
埋葬料・ 家族埋葬料	組合員又は被扶養者が 死亡したとき。	50,000 円	25,000 円	
災害見舞金	組合員又は被扶養者の住 居もしくは家財に 1/3 以 上被害を受けたとき。	標準報酬月額 <small>の</small> 0.5 ヶ月分～3 ヶ月分 （住居、家財いずれか 1/3 以上）		
弔慰金・ 家族弔意金	組合員又は被扶養者が 水震火災等の非常災害 により死亡したとき。	組合員：標準報酬月額 被扶養者：標準報酬月額×70/100		

V. 市町村国民健康保険（各市区町村が実施）

※詳細は、各市区町村の国民健康保険担当窓口へ照会してください。

1 医療給付の比較（入院時の食事療養及び生活療養に要する費用を除く。）

保 険 制 度		任意継続組合員制度 に加入した場合	市町村国民健康保険 に加入した場合
医療給付の負担割合	本人および被扶養者 (70歳未満の場合)	入院・外来	入院・外来
		保険負担	7割
		自己負担	3割
の給付 共済組合	附加給付	自己負担額－25,000円 (100円未満切捨)	無
退職互助部 の給付	医療費補助金	特別会員 自己負担額(25,000円を限度) — (1,000円+100円未満の端数)	自己負担額 — (1,000円+100円未満の端数)
		特別会員の配偶者 自己負担額(25,000円を限度) — (2,000円+100円未満の端数)	自己負担額 — (2,000円+100円未満の端数)

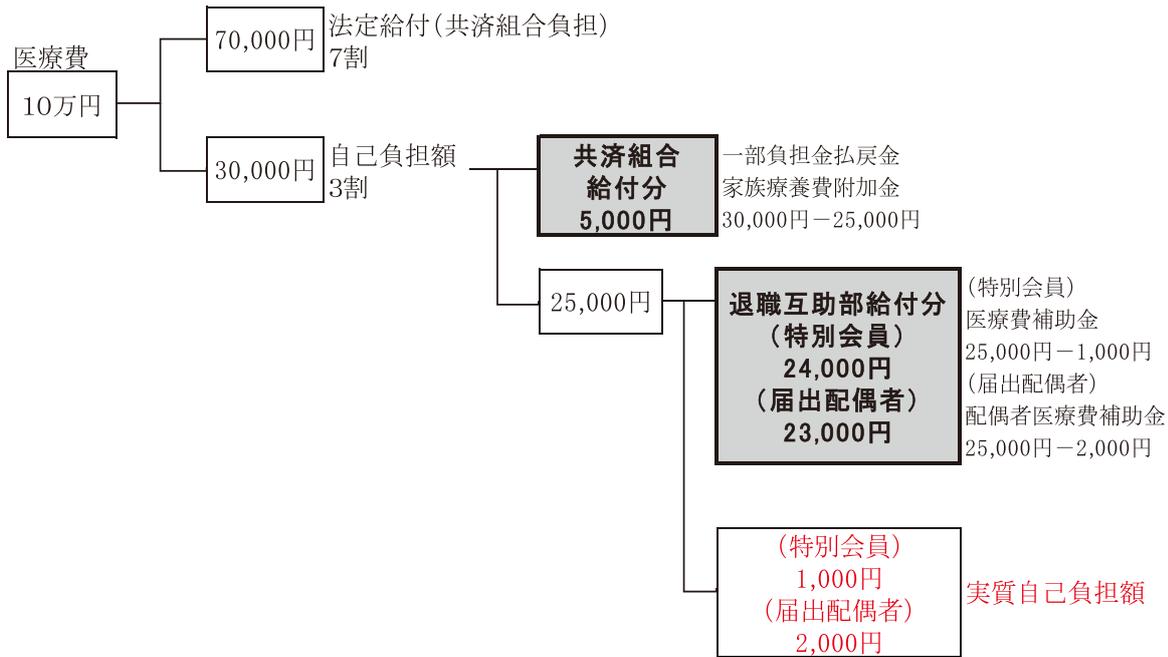
※ いずれの制度の場合も、入院時の食事療養及び生活療養に要する費用については、1食又は1日につき定額の標準負担額が必要となります。

※ 附加給付及び医療費補助金の自己負担額は、1医療機関1ヶ月を単位とします。

【医療給付の例】※70歳未満の方

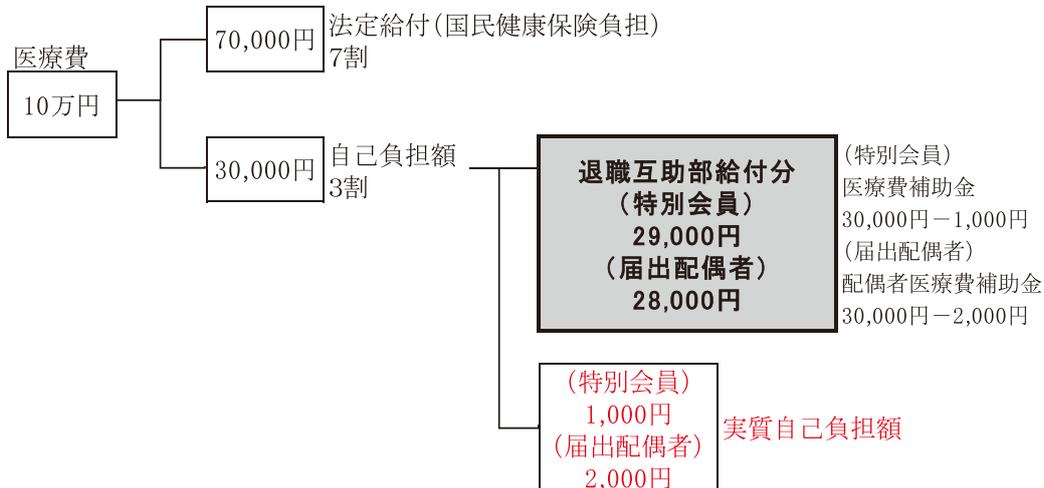
1. 任意継続組合員(互助会の特別会員)
任意継続組合員の被扶養配偶者(互助会の届出配偶者) } がA病院で1か月10万円医療費がかかった場合

任意継続組合員(特別会員) 共済組合給付…5,000円 退職互助部給付…24,000円
任意継続組合員の被扶養配偶者(届出配偶者) 共済組合給付…5,000円 退職互助部給付…23,000円



2. 国民健康保険加入者(互助会の特別会員)
国民健康保険加入者(互助会の届出配偶者) } がA病院で1か月10万円医療費がかかった場合

国民健康保険加入者(特別会員) 退職互助部給付…29,000円
国民健康保険加入者(届出配偶者) 退職互助部給付…28,000円



2 掛金（保険料）の比較

掛金率等が令和元年度と同じと仮定した場合の令和2年度の掛金（保険料）の試算額は以下のとおりとなります。

退職時の 標準報酬月額	任意継続掛金額	市町村国民健康保険料（高知市）
53万円	（40歳以上65歳未満） 480,684円/年	930,000円/年 （※令和元年度高知市最高限度額） 【仮定条件】 令和元年中収入：給与収入のみ （内訳）53万円×12ヶ月＋賞与（100万円×2期分）、固定資産税額0円、加入人員1人
	（上記年齢区分以外） 414,264円/年	

市町村国民健康保険の保険料の算定基礎は退職した年の前年の所得（所得割）が含まれているため、退職した年の保険料は、前年中（現職中）の所得が算定基礎の対象となり必然的に保険料が高くなります。このように、退職後、健康保険に係る自己負担（掛金、保険料）が高額になることを防ぐことを目的の一つとして任意継続組合員制度が設けられています。

ただし、次の場合、市町村国民健康保険に加入された方が保険料負担が軽減されることがあります。

- ・ 休職等により前年中の所得がない（減額されている）方
- ・ 同一世帯内に既に市町村国民健康保険に加入されている方いる場合 など

（事例1） 夫婦（2人世帯）がそれぞれ任意継続組合員制度の組合員となる場合

- 任意継続組合員制度の掛金 $480,684 \text{円} \times 2 \text{人} = 961,368 \text{円}$
- 市町村国民健康保険の保険料 最高限度額により（2人分） $= 930,000 \text{円}$

（事例2） 夫婦（2人世帯）で、既に一方が市町村国民健康保険（保険料：50万円）に加入している方がいる場合

- 任継掛金（1人分）＋国保保険料（1人分） $480,684 + 500,000 \text{円} = 980,684 \text{円}$
- 市町村国民健康保険の保険料 最高限度額により（2人分） $= 930,000 \text{円}$

⇒このように、世帯として考えた場合に保険料負担が軽減されない場合がありますので、掛金の比較を是非行ってみてください。

夫婦が同時に退職する場合や配偶者が先に退職している場合において、被扶養者としての認定要件（所得要件など）を備えているときは、一方が任意継続組合員制度に加入し、もう一方が被扶養者となることも可能です。この場合、任意継続掛金は1人分となります。



よくあるQ&A（退職後の医療保険制度関係）

【Q1】 退職しますが、現在の組合員証・被扶養者証はどうすればいいですか？

【A1】 退職日までは使用できますが、退職日の翌日以降は使用できません。退職時の所属所に返納してください。

【Q2】 夫婦ともに公立学校共済組合員で、二人同時に退職し、任意継続組合員制度への加入を希望する場合はどのような選択肢がありますか？

【A2】 ①夫婦それぞれが任意継続組合員となる。

この場合、掛金はそれぞれに発生します。

②一方が任意継続組合員となり、配偶者の退職後の収入が被扶養者の認定要件（認定基準額等）を満たしていれば配偶者を被扶養者として認定することができます。

この場合、掛金は一人分です。

手続き等の詳細は当共済組合へお問合せください。

【Q3】 夫が既に退職しており、共済組合の任意継続組合員制度に加入しています。私(妻)が今度末で退職するとどのような健康保険の選択肢がありますか？

【A3】 ①夫は引き続き任意継続組合員制度に加入、妻も任意継続組合員制度に加入。

この場合、掛金はそれぞれに発生します。

②夫は引き続き任意継続組合員制度に加入、妻は夫の被扶養者になる。

この場合、掛金は夫一人分のみとなります。被扶養者認定に係る手続き等の詳細は当共済組合へお問合せください。

③夫は任意継続組合員制度を脱退し、妻が任意継続組合員制度に加入して夫を被扶養者にする。

この場合、掛金は妻一人分のみとなります。被扶養者認定に係る手続き等の詳細は当共済組合へお問合せください。

④夫は任意継続制度を脱退し、夫婦で市町村国民健康保険に加入する。

保険料等はお住まいの市区町村役場等でご確認ください。

①～④などのパターンが考えられますので、任意継続掛金及び国保保険料等を比較のうえ、加入するパターンを検討してください。

【Q4】 私は今年度末に退職します。退職後、公立学校共済組合の現職組合員である配偶者の被扶養者になる手続きは、どこで行うのですか？

【A4】 退職後、被扶養者の認定要件（認定基準額等）を満たしていれば、現職組合員である配偶者の被扶養者となることができます。配偶者の勤務先（所属所）を通じて被扶養者認定の手続きを行ってください。

【Q5】 退職時に認定されていた被扶養者はどうなりますか？

- 【A5】
- ①任意継続組合員制度に加入し、引き続き被扶養者の認定を希望する場合は認定要件を満たしている限りそのまま被扶養者とすることができます。「任意継続組合員申出書」に認定を継続する旨を記入してください。
 - ②任意継続組合員制度の加入と同時に被扶養者の認定要件を欠いた場合や、引き続き被扶養者の認定を希望しない場合は「任意継続組合員申出書」に認定を取消する旨を記入してください。
 - ③任意継続組合員制度に加入しない場合、組合員自身の資格喪失と同時に被扶養者の資格も喪失します。

【子どもについて】

夫婦共同扶養（夫婦ともに共通して扶養義務がある方＝子ども）の場合には、現職の組合員への扶養替えが可能となります。

なお、現職の組合員にその被扶養者に対する扶養手当が支給される場合は、現職の組合員への扶養替えの手続きを必ず行ってください。

【医療給付の自己負担分にかかる給付について】

共済組合の給付・・・現職の組合員の被扶養者及び任意継続組合員の被扶養者とも同様に支給されます。

互助会の給付・・・任意継続組合員の被扶養者は対象となりません。

●**現職の組合員への扶養替えが可能な場合は、現職の組合員の被扶養者とするほうが有利です。**



【Q6】 退職後、任意継続組合員制度に加入し、引き続き配偶者〔60歳未満〕を被扶養者にした場合、配偶者は国民年金保険料を払う必要がありますか？

【A6】 任意継続組合員は年金制度の適用がないため、国民年金第3号被保険者にはなりません。国民年金第1号として国民年金の保険料を払う必要があります。お住まいの市区町村役場の担当課で加入手続きをしてください。

【Q7】 退職後、民間会社に勤務している配偶者の被扶養者になれますか？

【A7】 被扶養者の認定基準は保険者によって異なる場合があります。被扶養者として認定できるかを配偶者の勤務先で事前に確認してください。

【Q8】 3月末で退職し、妻（夫）の被扶養者になることを希望しています。認定要件にある収入基準額の年間130万円未満（60歳以上の公的年金受給者は年間180万円未満）は退職前に支給された1月～3月の給料や退職金は含みますか？

【A8】 公立学校共済では、退職後の1年間の収入（見込み）で審査しますので、退職前の給料は含みません。また、退職金は一時金として扱うため、含みません。被扶養者の認定手続きは家族の勤務先（公立学校共済では各所属所）で行います。なお、被扶養者の認定基準は保険者によって異なる場合がありますので家族の勤務先で事前に確認してください。

【Q9】 任意継続組合員と家族の被扶養者ではどちらが有利ですか？

【A9】 被扶養者の要件に該当するのであれば、「家族が加入する健康保険の被扶養者」になる方が掛金（保険料）負担が生じないため、経済的な面では有利といえますが、どちらを選択されるかについてご自身で判断してください。なお、被扶養者の認定基準は保険者によって異なる場合がありますので、家族の勤務先で事前に確認してください。

【Q10】 任意継続組合員の期間途中で再就職で他の保険証が交付される場合は、どうしたらよいですか？

【A10】 再就職で新しい保険証を取得した場合、公立学校共済の任意継続組合員資格は喪失します。「任意継続組合員資格喪失届」に任意継続組合員証等を添えて提出してください。

なお、掛金を前納（年一括または半年一括）している場合において、未経過期間を有する場合は、未経過期間に係る掛金額を還付します。

【Q11】 任意継続組合員の2年目の更新手続きはどうしたらいいですか？また、2年目に国民健康保険に切り替える場合の手続きはどうしたらいいですか？

【A11】 1年目が満了する前月（2月）までに、任意継続組合員の継続の有無を確認する書類を送付します。継続されない方には、任意継続組合員資格喪失手続き書類と併せて国民健康保険の加入に必要な「資格喪失証明書」を送付します。

【Q12】 任意継続組合員の2年間経過後、3年目はどこに入ればいいのですか？

【A12】 3年目は他の医療保険制度に加入することとなります。一般的には国民健康保険に加入することとなりますので、お住まいの市区町村役場等の国保担当課で手続きを行います。

時期		任意継続組合員に加入したときの手続き【予定】 (年度末退職者の場合) 
令和2年	説明会～	『任意継続組合員申出書』受付開始
	2月末	(任意継続組合員申出書 2/14 までの受付分) 任意継続掛金払込用紙送付 (自宅宛) ⇒掛金払込確認後、任意継続組合員証等を送付 (自宅宛、3月30日)
	3月以降	(任意継続組合員申出書の 2/15 以降の受付分) 任意継続掛金払込用紙送付 (自宅宛) ⇒掛金払込確認後、任意継続組合員証等を送付 (自宅宛、4月6日以降随時)
	3/13 (金)	(任意継続組合員申出書 2/14 までの受付分) 任意継続掛金の払込期限
	3/30 (月)	任意継続掛金の払い込みがあった方へ、任意継続組合員証等を自宅宛送付 人間ドックの案内を自宅宛送付
	4/1 (水)	組合員資格喪失⇒現職時の組合員証等は所属所へ提出 ※資格喪失後、組合員証等は使用しないでください。
	4/15 (水)	(任意継続組合員申出書 2/15 以降の受付分) 任意継続掛金の払込期限
	5月中旬	人間ドックの決定・不決定の結果通知 (自宅宛)
	6月下旬～ 7月上旬	任意継続組合員被扶養者の資格確認 (検認) 特定健康診査受診券の送付 (対象者自宅宛)
令和3年	1月中旬～ 下旬	「任意継続掛金払込証明書」の送付 ※確定申告に必要な書類です。
	2月中旬	2年目 (任意継続組合員制度) へ継続加入の意思確認通知 脱退希望 → 資格喪失に関する手続き書類 (資格喪失届書等) の送付 継続希望 → 2年目以降の掛金の払込み
	3月末～	2年目継続しない方 (脱退希望者) は他の医療保険制度へ加入 2年目継続する方へ人間ドックの案内を自宅宛送付
	5月中旬	人間ドックの決定・不決定の結果通知 (自宅宛)
	6月下旬～ 7月上旬	任意継続組合員被扶養者の資格確認 (検認) 特定健康診査受診券の送付 (対象者自宅宛)
令和4年	1月中旬～ 下旬	「任意継続掛金払込証明書」の送付 ※確定申告に必要な書類です。
	3月末	任意継続組合員期間満了による資格喪失に関する手続き書類 (資格喪失届書等) の送付 → 他の医療保険制度へ加入

任意継続組合員申出書

●3月31日以前に提出→退職の日
(3月31日)

●4月1日以降提出→所属所受付日



組合員証記号番号	公立高知	1	2	3	4	5	6
フリガナ	フクリ タロウ			生年月日 及び性別	(S) 34年7月7日	(男)	
氏名	福利 太郎					女	
退職時の 所属機関	名称	〇〇小学校 ●高知県立、〇〇市立・町立・村立は不要です。					
	所在地	〇〇市△△町1-1-1					
退職年月日	令和	2	年	3	月	3	日
組合員期間	年		月		●記入不要です。		
退職時の 標準報酬月額	第			級	円		

初回以降の掛金の払込方法【1または2を選択した場合は、原則として退職手当から一括控除します。】
初回の掛金は、退職の日から起算して20日を経過する日までの払込みとなります。(振込依頼書を下記の住所に送付します。)

1	年掛金額を一括して払い込む(年払い) ※割引制度あり	<input type="radio"/>
2	年掛金額を一括して払い込む(半年払い) ※割引制度あり	<input type="radio"/>
3	四国銀行の指定口座から毎月引落とし ※割引制度なし	<input type="radio"/>

太枠内に○を
してください。

退職時に認定されていた被扶養者の取扱い

続柄	フリガナ 被扶養者氏名	性別	生年月日	被扶養者の取扱い 取消理由
妻	フクリ ハナコ 福利 花子	男 (女)	(S) H 33年8月7日	継続認定(取消)
長男	フクリ イチロウ 福利 一郎	男 (女)	S (H) 1年6月4日	継続認定(取消) 就職

●3月31日以前に提出→退職の日
(3月31日)

●4月1日以降提出→提出日

令和 2 年 〇 月 〇 日

申出者

〇退職後の住所

〒780-0901

高知市上町1-X-X

〇氏名

福利 太郎



〇電話番号【必須】

(080) 〇〇〇〇-△△△△

●退職時に認定されていた全ての被扶養者について必ず記入してください。
※4人目以降は任意の用紙に必要事項(続柄、被扶養者氏名、フリガナ、性別、生年月日、被扶養者の取扱い(取消理由))を記載し、添付してください。

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 2 年 〇 月 〇 日

職名 〇〇学校長

氏名 土佐 一男



●3月31日以前に提出→退職の日
(3月31日)

●4月1日以降提出→所属所受付日

よる期限(退職の日から20日以内)を経過した後に申出書を提出

してください。

処理日	入力日
-----	-----

任意継続組合員申出書の提出後に 加入を取り止めた際の手続きについて

任意継続組合員制度に加入を希望し、「任意継続組合員申出書」を提出された方が、提出後に下記（１）～（３）に該当し、加入を取りやめた場合は添付している「任意継続組合員申出取消申請書」様式コーナー：様式2を速やかに提出してください。（記入例は29ページ）

- （１） 再就職が決まり、再就職先の健康保険に加入する
- （２） 市町村の国民健康保険に加入する
- （３） 家族が加入する健康保険制度の被扶養者となる

提出期限：令和2年4月17日（金）必着

【！注意！】期限内に提出がない場合は、掛金を徴収することとなります。

※上記期限以降は、任意継続組合員資格喪失の手続きとなります。

様式コーナー：様式3の書類をご提出ください。

（記入例30ページ）

支部受付印

任意継続組合員申出取消申請書 任意継続掛金等還付請求書

記入例

組合員証記号番号	公立高知	123456			
フリガナ	フクリ タロウ	組合員であった者の生年月日及び性別	(S) 34 年 7 月 7 日	(男)	(女)
氏名	福利 太郎				
退職年月日	令和 2 年 3 月 31 日				
該当のものに○をしてください。 申出取消理由	1 組合員(地共法に基づく組合員、国の組合の組合員、私学共済制度の加入者、健康保険の被保険者及び船員保険の被保険者を含む。)となったため 2 国民健康保険に加入するため (3) 家族が加入している健康保険制度の被扶養者となるため 4 その他				
	2 に○をしてください。				
資格喪失証明書発行について	1 資格喪失証明書が必要 (2) 資格喪失証明書は必要なし				
※ 還付の対象となる前納掛金	任意継続掛金の払込みをした場合のみ記入してください。				
※ 請求金額	円				
受取金融機関	銀行名等	支店名等	口座種別	口座番号	口座名義(フリガナ)
	〇〇銀行	△△支店	(普通) 当座	0123456	フクリ タロウ 福利 太郎
上記の理由により、任意継続組合員となる申し出を取り消すことを申請します。 なお、掛金の還付が生じた場合は、上記の口座に振込み願います。 公立学校共済組合高知支部長 様 令和 2 年 4 月 8 日 〒 780-0901 住所 高知市上町1-×-× 氏名 福利 太郎 (福利) 電話番号(※ 必須) 088-×××-××××					
●3月31日以前に提出→退職の日(3月31日)出者 ●4月1日以降に提出 →記入日					

1 任意継続組合員証(被扶養者がある場合には、任意継続組合員被扶養者証も)を添付してください。
 2 「申出取消理由」欄及び「資格喪失証明書発行について」欄において、該当する番号を○で囲んでください。

処理日	・	・	回収日	・	・	入力日	・	・
-----	---	---	-----	---	---	-----	---	---

支部受付印

任意継続組合員資格喪失届書 任意継続掛金等還付請求書

記入例

組合員証記号番号		公立高知	123456		
フリガナ	フクリ タロウ	組合員であった者の 生年月日及び性別	⑤	34 年 8 月 10 日	⑥ 男
氏名	福利 太郎		H		女
退職年月日	令和 2 年 3 月 31 日	任意継続組合員 の資格喪失日	令和	○	年○
月	○	日	○	月	△
該当する項目を選択してください。	<p>1 任意継続組合員資格喪失</p> <p>2 死亡のため</p> <p>3 任意継続掛金等還付請求理由</p> <p>4 組合員(地方公務員等)健康保険の資格喪失(※新しい健康保険に加入)</p> <p>5 地方公務員等でなくなる(※この申請書は「任意継続組合員資格喪失届書」に代わります)</p> <p>ア 国民健康保険に加入</p> <p>イ 家族が国民健康保険に加入</p> <p>6 後期高齢者医療制度に加入</p>				
喪失申出理由 還付請求理由	<p>◎就職(保険証の適用有)の場合 ⇒ 『4』に○。 資格喪失日=新しい保険証の資格取得日 ※当該様式に新しい保険証の写しの添付してください。 (例) R2.6.7就職(健康保険有) ⇒ R2.6.7資格喪失 この場合、R2.6月分以降分の掛金を払い込んでいる場合は還付します。</p> <p>◎市町村国民健康保険に加入又は家族の扶養に入る ⇒ 『5』に○。 ・市町村国民健康保険に加入の場合 ⇒ 『ア』に○。 ・家族に扶養に入る場合 ⇒ 『イ』に○。 資格喪失日=未記入(共済組合で確認のうえ記入します。) ※当該様式を共済組合で受付けた月の月末までは組合員証が使用できます(掛金を徴収します)ので、保険証の返却は後日でも構いません。 (例) R2.5.20共済組合受付 ⇒ R2.6.1資格喪失</p>				
資格喪失証明書発行について	1 資格喪失証明書が必要		2 資格喪失証明書は必要なし		
※ 還付請求書の提出時期	<p>市町村国民健康保険等へ加入される場合は「資格喪失証明書」が必要になります。就職に伴う、喪失の場合は「2」に○を入れてください。</p>				
受取金融機関	銀行名等	支店名等	口座種別	口座番号	口座名義(フリガナ)
	○○銀行	△△支店	普通 当座	0123456	フクリ タロウ 福利 太郎
上記なお	<p>未経過期間分の掛金を払い込んでいる場合は掛金の還付がありますので、必ず組合員本人名義の口座を記入してください。</p>				
令和	○	年	○	月	○
〒	780-0901				
住所	高知市上町1-×-×				
届出者 氏名	福利 太郎				
続柄	本人				
※任意継続組合員及び被扶養者等の共済組合が交付した全ての証を添付してください。	<p>福利</p>				

1 任意継続組合員証(被扶養者がある場合には、任意継続組合員被扶養者証も)を添付して提出してください。
2 「喪失申出理由」欄及び「資格喪失証明書発行について」欄において、該当する番号を○で囲んでください。
3 ※の欄は記入しないでください。

処理日	・	・	・	回収日	・	・	・	入力日	・	・	・
-----	---	---	---	-----	---	---	---	-----	---	---	---